

世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

平成 27 年 9 月 25 日 27 世人男女第 184 号

改正

平成 28 年 4 月 1 日 28 世人男女第 23 号

平成 30 年 3 月 30 日 29 世人男女第 214 号

平成 31 年 3 月 28 日 30 世人男女第 271 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、個人の尊厳を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことをめざす世田谷区基本構想の理念に基づくとともに世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成 30 年 3 月世田谷区条例第 15 号）第 8 条第 1 項第 5 号に規定する支援に係る施策として、同性カップルがその自由な意思により行うパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとしします。

(定義)

第 2 条 この要綱において「同性カップル」とは、互いをその人生のパートナーとして、生活を共にしている、又は共にすることを約した性（自認する性を含みます。）を同じくする 2 人の者をいいます。

2 この要綱において「パートナーシップの宣誓」とは、同性カップルであることを区長に対して宣誓することをいいます。

(宣誓の要件及び方法)

第 3 条 パートナーシップの宣誓は、次の要件を満たす同性カップルに限り、行うことができるものとしします。ただし、第 3 号及び第 6 号に掲げる要件のうち、区長が適当と認めたものは、この限りではありません。

(1) 双方が成年に達していること。

(2) 双方が区内に住所を有すること又は一方が区内に住所を有し、かつ、他の一方が区内への転入を予定していること若しくは双方とも区内への転入を予定していること。

(3) 双方とも他の者と法律上の婚姻関係にないこと。

(4) 双方とも他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。

(5) 既に他の者とパートナーシップの宣誓をしている場合は、その宣誓書の廃棄を申し出ていること。

(6) 双方の関係等が直系血族又は三親等内の傍系血族の間でないこと。

2 パートナーシップの宣誓は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルが区職員の面前において住所、氏名及び日付を当該同性カップルのそれぞれが自ら記載したパートナーシップ宣誓書（第 1 号様式。以下「宣誓書」といいます。）を、当該区職員に提出することにより行うものとしします。

3 宣誓書の受領は、区長が指定する場所において行うものとしします。

4 区長は、パートナーシップの宣誓をしようとする同性カップルの一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、当該同性カップルの双方の立会いの下で他の者に代書させることができます。

(宣誓書の写し等の交付)

第4条 区長は、パートナーシップの宣誓をした同性カップルに対し、収受印を表示した宣誓書の写しを交付するものとします。

2 前項の宣誓書の写しには、当該宣誓書に関するパートナーシップ宣誓書受領証（第2号様式）を添付するものとします。

3 前項に掲げるもののほか、希望するカップルには、双方に小型のパートナーシップ宣誓書受領証も添付するものとします。

(宣誓書の写し等の再交付)

第5条 区長は、前条第1項の同性カップルがパートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書（第3号様式）を提出することにより宣誓書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はその双方の再交付を希望する旨を申し出たときは、当該同性カップルに対し、宣誓書の写し若しくはパートナーシップ宣誓書受領証又はその双方を再交付するものとします。

(宣誓書の保存)

第6条 区長は、宣誓書を10年間保存するものとします。ただし、第4条第1項の同性カップルの双方が当該宣誓書の廃棄を希望するときは、これを廃棄します。

(委任)

第7条 この要綱の施行について必要な事項は、生活文化部長が別に定めます。

附 則

この要綱は、平成27年11月1日から施行します。

附 則（平成28年4月1日28世人男女第23号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行します。

附 則（平成30年3月30日29世人男女第214号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行します。

附 則（平成31年3月28日30世人男女第271号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行します。